

発委第4号

令和8年6月16日

北栄町議会議長 前田 栄治 様

提出者 北栄町議会議会運営委員会
委員長 長谷川 昭二

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条
第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令に伴い、北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について必要な改正を行う。

北栄町条例第 号

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年北栄町条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
(1) 略		(1) 略	
略		略	
(2) 宿泊費		(2) 宿泊費	
区分	宿泊費基準額 (1夜につき)	区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	20,000円	埼玉県、東京都、京 都府	27,000円
青森県	16,000円	福岡県	25,000円
岩手県	13,000円	千葉県	24,000円
宮城県	16,000円	神奈川県、新潟県	22,000円
秋田県	14,000円	香川県	21,000円
山形県	13,000円	熊本県	20,000円
福島県	12,000円	北海道、岐阜県、大 阪府、広島県	18,000円
茨城県	14,000円	山梨県、兵庫県、宮 崎県、鹿児島県	17,000円
栃木県	14,000円	青森県、秋田県、茨 城県、富山県、長野 県、愛知県、滋賀県、 奈良県、和歌山県、 高知県、佐賀県、長 崎県、大分県、沖縄	15,000円
群馬県	16,000円		
埼玉県	21,000円		
千葉県	22,000円		
東京都	27,000円		
神奈川県	21,000円		
新潟県	21,000円		
富山県	14,000円		

石川県	13,000円	県	
福井県	13,000円	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円
山梨県	17,000円	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円
長野県	17,000円	福島県、鳥取県、山口県	11,000円
岐阜県	17,000円		
静岡県	16,000円		
愛知県	16,000円		
三重県	16,000円		
滋賀県	14,000円		
京都府	26,000円		
大阪府	21,000円		
兵庫県	22,000円		
奈良県	16,000円		
和歌山県	14,000円		
鳥取県	12,000円		
島根県	16,000円		
岡山県	18,000円		
広島県	18,000円		
山口県	12,000円		
徳島県	13,000円		
香川県	20,000円		
愛媛県	16,000円		
高知県	16,000円		
福岡県	22,000円		
佐賀県	14,000円		
長崎県	17,000円		
熊本県	18,000円		
大分県	14,000円		
宮崎県	14,000円		
鹿児島県	14,000円		

沖縄県	16,000円
-----	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、旅行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、旅行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。